

株 主 各 位

愛知県春日井市如意申町五丁目12番地の8  
株 式 会 社 あ み や き 亭  
取 締 役 社 長 船 山 三 千 男

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月10日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 1. 日            | 時 | 2019年6月11日（火曜日）午前11時   |
| 2. 場            | 所 | 愛知県春日井市松新町一丁目5番地<br>ホテルプラザ勝川 2階 さくら<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 |   | 1. 第24期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の<br>連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第24期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |
| 決議事項            |   |  |
| 第1号議案           |   | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           |   | 定款一部変更の件   |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.amiyakitei.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

( 2018年4月1日から )  
( 2019年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。海外の経済・政治情勢の不安定化等や節約志向により個人消費には力強さは見られず、先行き不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、依然として消費者の強い節約志向に加え、食材の高騰や労働需給逼迫に伴う人件費の上昇など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社グループといたしましては、「お客様に喜んでいただき、選んでいただく店舗作り」を目指し、「食肉の専門集団」の強みであるカット技術を活かして、新商品として厚切り肉の「がっつりシリーズ」を導入し、お客様にとって価値感・満足感のある商品を提供するなど他社との差別化を図りました。また、人手不足対策と接客・サービス力向上を目指し、パート・アルバイトの「多能工化」と「焼肉マスター」への取組を引き続き行うなど既存店の強化に努めてまいりました。

さらに、スマートフォン向け販促アプリ「あみやき亭公式アプリ」を導入し、アプリの「店舗予約」や「店舗検索」機能によりお客様の利便性向上を図る一方、アプリを通じて、お客様へ「イベント情報」や「各種クーポン」を直接配信することにより来店促進を図りました。また、ご来店回数やご利用金額により「会員ステージ」を設定するなど、より一層お客様満足度の向上に取り組み、会員数は28万人となりました。

店舗数につきましては、新規出店を10店舗（焼肉事業6店舗、その他の事業4店舗）行い、当連結会計年度末の店舗数は258店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は、32,136百万円（前連結会計年度比1.6%増）、損益面につきましては、国産牛肉相場が下期以降上昇したことに加え、人件費関連コスト等販売費及び一般管理費の増加により営業利益2,764百万円（前連結会計年度比8.7%減）、経常利益2,864百万円（前連結会計年度比7.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益では、店舗の減損損失を計上したことから1,635百万円（前連結会計年度比19.3%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### < 焼肉事業 >

焼肉事業の当連結会計年度末の店舗数は、6店舗新規出店した結果172店舗であります。内訳は、あみやき亭111店舗、どんどん22店舗、かるび家3店舗、スエヒロ館20店舗、ほるとん屋11店舗、ブラックホール4店舗、島津1店舗であります。

当社が経営する「あみやき亭」では、品質の向上に徹底的にこだわり「お客様にとって価値感・満足感のある商品」を提供するとともに、接客・サービス力向

上に向けた「多能工化」と「焼肉マスター」の取組強化を行うなど既存店強化に努めてまいりました。

株式会社スエヒロレストランシステムが経営する焼肉「スエヒロ館」につきましては、「スエヒロ」ブランドの知名度と「食肉の専門集団」である強みを活かした和牛商品を「チェーン店価格」で提供するなどグループシナジーを発揮した展開をしております。

また、株式会社アクトグループが経営する焼肉業態へ当社より焼肉食材を供給し、一層の品質向上に努めてまいりました。  
以上の結果、焼肉事業の当連結会計年度の売上高は、24,331百万円（前連結会計年度比0.3%増）となりました。尚、既存店売上前年比は、0.7%減でした。

#### <焼鳥事業>

焼鳥事業の当連結会計年度末の店舗数は、55店舗であります。

焼鳥事業は、当社が経営する「元祖やきとり家美濃路」であります。

焼鳥事業におきまして、接客・サービスなどの店舗力底上げに加え、焼きの技術向上に努め、「美味しくて、安い」焼鳥や釜めしの提供に努めてまいりました。

以上の結果、焼鳥事業の当連結会計年度の売上高は、3,682百万円（前連結会計年度比0.5%減）となりました。尚、既存店売上前年比は、0.5%増でした。

#### <その他の事業>

その他の事業の当連結会計年度末の店舗数は、4店舗新規出店した結果31店舗であります。

内訳は、当社が経営するレストランの「ハンバーグ&ステーキレストランあみやき亭」3店舗、株式会社スエヒロレストランシステムが経営するレストランの「スエヒロ館」14店舗、居酒屋「楽市」3店舗と株式会社アクトグループが経営する寿司業態の「すしまみれ」7店舗、ダイニング3店舗、イタリアンレストラン1店舗であります。

「ハンバーグ&ステーキレストランあみやき亭」は、美味しい国産牛のステーキ、ハンバーグをお値打ち価格にてご提供する本格的ディナーレストランとして今後、中部地区においてドミナント展開を行ってまいります。

レストランの「スエヒロ館」につきましては、スエヒロブランドを活かしつつ「食肉の専門集団」である当社グループの強みを活かした「100%国産牛ハンバーグ」「国産牛ステーキ」を提供するハンバーグ・ステーキの専門店として、引き続き品質の向上に努めてまいりました。

居酒屋「楽市」につきましても、メニュー開発を行うとともに商品の品質向上やお客様の立場に立った接客・サービスの向上に努めてまいりました。

株式会社アクトグループでは、経営する寿司業態、ダイニング業態、イタリアン業態とも快適な空間で食事を楽しんでいただくことを目指しております。また、寿司業態では各店舗で行っている鮮魚の仕入及びカットをセントラルキッチンに一部移行するなど業務の効率化並びにコストダウンを図るとともに全国各地の産地直送鮮魚をお値打ち価格で提供するなどお客様満足度の極大化に努めております。

以上の結果、その他の事業の当連結会計年度の売上高は4,122百万円（前連結会計年度比11.8%増）となりました。尚、既存店売上前年比は、2.7%減でした。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、1,487百万円であり、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に取得及び完成した主な設備

|        |                             |     |
|--------|-----------------------------|-----|
| 焼肉事業   | あみやき亭稲沢下津店他                 | 6店舗 |
| その他の事業 | ハンバーグ&ステーキレストランあみやき亭北本地ヶ原店他 | 4店舗 |

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 21 期<br>2016年3月期 | 第 22 期<br>2017年3月期 | 第 23 期<br>2018年3月期 | 第 24 期<br>(当連結会計年度)<br>2019年3月期 |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 29,955             | 30,564             | 31,638             | 32,136                          |
| 経 常 利 益(百万円)             | 3,284              | 3,053              | 3,105              | 2,864                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 2,170              | 2,163              | 2,027              | 1,635                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 316.95             | 315.96             | 295.98             | 238.87                          |
| 総 資 産(百万円)               | 21,881             | 23,304             | 24,918             | 25,969                          |
| 純 資 産(百万円)               | 17,486             | 18,965             | 20,306             | 21,257                          |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 2,553.23           | 2,769.14           | 2,965.08           | 3,103.91                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 21 期<br>2016年3月期 | 第 22 期<br>2017年3月期 | 第 23 期<br>2018年3月期 | 第 24 期<br>(当事業年度)<br>2019年3月期 |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 22,729             | 22,797             | 23,394             | 23,496                        |
| 経 常 利 益(百万円)   | 2,652              | 2,460              | 2,384              | 2,195                         |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 1,686              | 1,707              | 1,581              | 1,382                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 246.31             | 249.33             | 230.99             | 201.92                        |
| 総 資 産(百万円)     | 20,219             | 21,113             | 22,084             | 22,935                        |
| 純 資 産(百万円)     | 16,782             | 17,805             | 18,701             | 19,399                        |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 2,450.47           | 2,599.80           | 2,730.75           | 2,832.63                      |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会社名                   | 資本金又は<br>出資金 | 当社の出<br>資比率 | 主要な事業の内容                                                                                                                                             |
|-----------------------|--------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社スエヒロ<br>レストランシステム | 30百万円        | 100%        | 焼肉レストランの経営<br>・・・焼肉「スエヒロ館」、「かるび家」<br><br>レストランの経営<br>・・・「スエヒロ館」<br><br>居酒屋の経営<br>・・・居酒屋「楽市」                                                          |
| 株式会社アクト<br>グループ       | 80百万円        | 100%        | 焼肉レストランの経営<br>・・・「ブラックホール」、焼肉「島津」<br><br>寿司店の経営<br>・・・「すしまみれ」<br><br>イタリア料理店の経営<br>・・・「スパッカナポリ」<br><br>ダイニング・鍋料理店の経営<br>・・・しゃぶしゃぶ「島津」、「米助」、<br>「官兵衛」 |

### (4) 対処すべき課題

#### ①人材の確保と育成

今後出店スピードを加速させる当社にとって、人材の確保と育成は最重要課題として位置付けております。

採用については、優秀なアルバイトを社員として採用することに全社的に取り組むとともに、外食経験者を中心とした中途採用に加えて新卒採用も積極的に進めるなど、あらゆる手段を講じて積極的に人材の確保に努めてまいります。

人材育成については、月1回の全体会議や店長会議、木鶏塾等において、会長や社長が「企業理念」や「経営方針」等を講話し、従業員の意識向上に努めております。

また、新入社員研修及び焼肉事業等の「あみやき亭大学」と焼鳥事業の「美濃路大学」などで技術、知識を十分に教育できる体制を整えており、今後も当社グループの業容の拡大に合わせた教育体制をさらに発展させてまいります。

## ②安全安心な商品の提供

商品の安全性は、最重要課題と認識しており、当社グループにおきましては、仕入食材の品質管理、加工段階における衛生管理、配送段階における温度管理と鮮度の維持において、社内体制を一層強化するとともに、信頼できる取引先の選定、指導・教育を行ってまいります。

## ③新規出店

当社グループは更地契約のみならず建物賃借などあらゆる形態での新規出店に積極的に取り組んでおります。また、新規出店に際してはドミナント展開を行っており、現在は関東地区において「スエヒロ」ブランドを活かしたエリアドミナントでの新規出店を加速させること、並びに、2014年1月に全株式を取得した株式会社アクトグループが持つ都心マーケットでのノウハウ取得による駅前立地への出店が重要課題であると考えております。

また、一層のマーケティング調査の強化や出店地域・場所の検討内容の充実と、今まで以上にローコスト店舗の開発を推進してまいります。

## ④M&Aについて

当社は、2009年11月に株式会社スエヒロレストランシステムの全株式取得、2014年1月に株式会社アクトグループの全株式取得をし、さらに2019年4月には、東京都心部エリアへのさらなる出店加速を目指し、有限会社杉江商事の全株式を取得し、M&Aによる新たな店舗ブランドとその店舗を取得いたしました。今後におきましても、事業拡大加速のひとつの手段として、売上と利益の拡大に寄与し、店舗網の拡大が見込める可能性がある判断された事業譲受や企業買収の案件につきましては積極的に検討してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

- ① 焼肉レストラン 「あみやき亭」「どんだん」「ほるとん屋」「スエヒロ館」「かるび家」「ブラックホール」焼肉「島津」の経営
- ② 焼鳥専門店 「元祖やきとり家美濃路」の経営
- ③ レストラン 「スエヒロ館」「ハンバーグ&ステーキレストランあみやき亭」の経営
- ④ 居酒屋 「楽市」の経営
- ⑤ 寿司 「すしまみれ」の経営
- ⑥ イタリアン 「スパッカナポリ」の経営
- ⑦ ダイニング 「米助」「官兵衛」しゃぶしゃぶ「島津」の経営

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

- ① 当社本社 愛知県春日井市
- ② 加工場 愛知県春日井市、神奈川県大和市
- ③ 直営店舗 258店舗

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 561 (2,826) 名 | 23名増 (50名増) |

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。) であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を ( ) で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前事業年度末比増減   |
|---------------|-------------|
| 451 (2,212) 名 | 30名増 (71名増) |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を ( ) で記載していません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年4月2日開催の取締役会において有限会社杉江商事の株式を取得し、子会社化することを決議し、2019年4月25日に同社の株式を取得し、子会社化を完了しました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,400,000株
- ② 発行済株式の総数 6,848,800株 (自己株式324株を含む)
- ③ 株主数 9,561名
- ④ 大株主

| 株 主 名                                                                    | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
|                                                                          | 株         | %       |
| チャレンジブイコーポレーション有限公司                                                      | 2,499,000 | 36.49   |
| 米 久 株 式 会 社                                                              | 240,000   | 3.50    |
| BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065           | 239,500   | 3.50    |
| 佐 藤 啓 介                                                                  | 205,000   | 2.99    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式<br>会 社 ( 信 託 口 )                                      | 144,500   | 2.11    |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 )                                      | 140,500   | 2.05    |
| 佐 藤 き い                                                                  | 105,000   | 1.53    |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)                                                          | 103,400   | 1.51    |
| S T A T E S T R E E T C L I E N T<br>O M N I B U S A C C O U N T 0 D 1 1 | 96,100    | 1.40    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式<br>会 社 ( 信 託 口 5 )                                    | 82,900    | 1.21    |

(注) 持株比率は自己株式(324株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

| 地 位     | 氏 名    | 担当及び重要な兼職の状況                                   |
|---------|--------|------------------------------------------------|
| 代表取締役会長 | 佐藤 啓介  | 株式会社エヒロレスタランシシステム代表取締役会長<br>株式会社アクトグループ代表取締役会長 |
| 取締役社長   | 船山 三千男 | 株式会社アクトグループ<br>取締役社長                           |
| 常務取締役   | 千々和 康  | 管 理 本 部 長                                      |
| 取締役     | 竹内 隆盛  | 内 部 監 査 室 長                                    |
| 取締役     | 佐藤 裕士  | 株式会社エヒロレスタランシシステム<br>取締役社長                     |
| 取締役     | 秋岡 賢治  |                                                |
| 取締役     | 中西 安廣  | マックスパリュ東海株式会社<br>社 外 取 締 役                     |
| 常勤監査役   | 安井 敏行  |                                                |
| 監査役     | 大西 秀典  |                                                |
| 監査役     | 尾田 政勝  |                                                |
| 監査役     | 黒田 敬   |                                                |

- (注) 1. 取締役秋岡賢治及び中西安廣の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役安井敏行、大西秀典、尾田政勝及び黒田敬の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は社外監査役大西秀典氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                   | 支給人員      | 支給額           |
|-----------------------|-----------|---------------|
| 取 (う) ち 社 外 取 締 役 (役) | 7名<br>(2) | 104百万円<br>(4) |
| 監 (う) ち 社 外 監 査 役 (役) | 4<br>(4)  | 12<br>(12)    |
| 合 計                   | 11        | 116           |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額300百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役中西安廣氏は、マックスバリュ東海株式会社の社外取締役であります。マックスバリュ東海株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況（2018年4月～2019年3月）

|          | 取締役会（13回開催） |        | 監査役会（13回開催） |        |
|----------|-------------|--------|-------------|--------|
|          | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役 秋岡賢治 | 12回         | 92.3%  | 一回          | －%     |
| 取締役 中西安廣 | 10回         | 76.9%  | 一回          | －%     |
| 監査役 安井敏行 | 13回         | 100.0% | 13回         | 100.0% |
| 監査役 大西秀典 | 12回         | 92.3%  | 13回         | 100.0% |
| 監査役 尾田政勝 | 12回         | 92.3%  | 13回         | 100.0% |
| 監査役 黒田敬  | 10回         | 90.9%  | 10回         | 100.0% |

（注）監査役黒田敬氏は、2018年6月13日開催の第23回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の取締役及び監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回、また、監査役会の開催回数は10回であります。

- ・取締役会における発言状況

各社外取締役及び各社外監査役は、出席した取締役会においては、社外取締役及び社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

- ・監査役会における発言状況

各社外監査役は、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

#### (4) 会計監査人に関する事項

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 22百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### 2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

尚、取締役が、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会は、その適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として、当社グループの各部の部門長を部門別のコンプライアンス責任者として任命し、関連規程を制定し、部門毎のコンプライアンス体制を構築するものとする。また、使用人がコンプライアンス上、疑問がある行為等を認知し、それを告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない「内部通報制度」を整備する。

当社の監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を定期的に調査して取締役会に報告し、取締役会は問題点の把握と改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存・管理するものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社代表取締役は、管理本部長をリスク管理の統括責任者として、当社グループの各部の部門長を部門別のリスク管理責任者として任命し、関連規程やマニュアル・ガイドラインを制定し、部門別のリスク管理体制を構築するものとする。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

当社グループは、将来の事業環境を見据えた上で経営方針を定め、これを機軸に年度計画を策定する。これを踏まえて、月例及び随時に取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行う。

各部門においては、経営目標の達成と重点事項の推進に向けて活動し、毎月2回行われる経営会議で業績・進捗状況等について報告を通じて検証するほか、経営課題解決の議論を行う。

上記についての実効性を確保するため、職務分掌規程、職務権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、取締役及び使用人が適正かつ効率的な職務の執行を行い得る体制を構築する。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人等に対し当社の「コンプライアンス行動指針」に基づいた法令遵守等に関する研修を行い、グループ一体となった法令遵守意識の浸透に努める。

また、グループ会社における業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」に従い、子会社が、その業績状況、財務状況及び経営上の重要な事項等について当社への承認申請・報告を行う。

内部監査室が子会社について内部監査を行いリスク管理状況及び規程の遵守状況について確認する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとし、取締役は監査役と協議し適切に対応する。なお、その使用人への指揮権は監査役に委譲し、取締役からの独立性を確保するものとする。また、任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行う。

⑦当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人等は、当社グループの業務または業績に与える重要な事項に関する決定について監査役に報告するものとする。職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、監査役に遅滞なく報告するものとする。前記にかかわらず、当社の監査役は、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができるものとし、会計監査人、内部監査部門などと連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

また、監査役に当該報告をした当社グループの取締役及び使用人等に対して、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に係る方針、及び当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を実施するとともに経営会議等重要な会議に出席することができる。また、監査役に対して内部監査の実施状況を報告するとともに監査役が必要と認めたときは、内部監査室に対し要望することができる。

監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払い等を行う。

⑨反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備の状況

当社グループでは、法令遵守規程に「法令、社内規程等あらゆるルールを厳格に遵守し、反社会的行為や倫理にもとる行為を排除する」と規定しており、すべての従業員（パート・アルバイトを含む）が反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を理解し、実践に努める。

社内での対応部署を管理本部総務部とし、関係行政機関等と連携し対応する。

また、新入社員研修をはじめとした階層毎の社内研修においてコンプライアンス・マニュアル等を活用して研修を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取組み

当社は社内規程、行動規範の整備を行い、定例開催の店長会議や社内研修を通じた啓蒙活動により、使用人へ周知徹底し、コンプライアンスの浸透を図っております。また、社内外に内部通報制度の窓口を設けており、通報後の情報については内部通報制度に基づいた厳格な管理、対応を行っております。

②リスク管理に対する取組み

当社は毎月2回開催される経営会議などにおいて、経営課題を報告するとともに各種リスクが顕在化した場合には、当該会議にて解決に向けた協議を行い、情報共有やその対応を図っております。

③監査役監査に対する取組み

取締役は取締役会等の重要な会議への出席のほか、業務執行に係る稟議書等の重要書類を閲覧し、当社グループの取締役会及び従業員から監査に必要な情報について随時報告を受けております。また、会計監査人、内部監査室等との情報交換を通じて緊密な連携を保ち、監査の実効性確保に努めております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化、株主利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。したがって、現時点では、特別な買収防衛策は導入いたしていません。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様の利益還元を経営の最重要課題の一つと考え、積極的な事業展開に必要な内部留保の充実と安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も成長する分野への経営資源の投入により、持続的な成長と企業価値の向上、株主価値の増大に努めてまいります。当事業年度の期末配当金につきましては、当社普通株式1株につき金50円とさせていただきます。すでに、2018年12月10日に実施済みの中間配当金と合わせまして、年間配当金は1株当たり100円となります。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金 額    | 科 目                    | 金 額    |
|----------------------|--------|------------------------|--------|
| <b>資 産 の 部</b>       |        | <b>負 債 の 部</b>         |        |
| <b>流 動 資 産</b>       | 12,565 | <b>流 動 負 債</b>         | 3,981  |
| 現金及び預金               | 11,230 | 買掛金                    | 1,165  |
| 預け金                  | 280    | 未払金及び未払費用              | 1,416  |
| 売掛金                  | 4      | 未払法人税等                 | 619    |
| 商品及び製品               | 69     | 賞与引当金                  | 134    |
| 原材料及び貯蔵品             | 170    | 株主優待引当金                | 5      |
| その他                  | 809    | ポイント引当金                | 75     |
| <b>固 定 資 産</b>       | 13,404 | その他                    | 563    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | 9,134  | <b>固 定 負 債</b>         | 731    |
| 建物                   | 5,538  | リース債務                  | 284    |
| 構築物                  | 327    | 資産除去債務                 | 415    |
| 機械及び装置               | 302    | その他                    | 30     |
| 車両運搬具                | 14     | <b>負 債 合 計</b>         | 4,712  |
| 器具及び備品               | 223    | <b>純 資 産 の 部</b>       |        |
| 土地                   | 2,709  | <b>株 主 資 本</b>         | 21,257 |
| 建設仮勘定                | 19     | 資 本 金                  | 2,473  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | 517    | 資 本 剰 余 金              | 2,426  |
| ソフトウェア               | 32     | 利 益 剰 余 金              | 16,357 |
| のれん                  | 452    | 自 己 株 式                | △1     |
| その他                  | 31     | <b>純 資 産 合 計</b>       | 21,257 |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | 3,752  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | 25,969 |
| 投資有価証券               | 5      |                        |        |
| 長期貸付金                | 331    |                        |        |
| 繰延税金資産               | 863    |                        |        |
| 差入保証金                | 1,545  |                        |        |
| 投資不動産                | 307    |                        |        |
| その他                  | 699    |                        |        |
| <b>資 産 合 計</b>       | 25,969 |                        |        |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

## 連結損益計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 32,136 |
| 売上原価            |       | 11,775 |
| 売上総利益           |       | 20,360 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 17,595 |
| 営業利益            |       | 2,764  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息            | 5     |        |
| 受取配当金           | 0     |        |
| 受取賃貸料           | 36    |        |
| 協賛金収入           | 27    |        |
| その他             | 33    | 102    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 0     |        |
| 不動産賃貸費用         | 3     | 3      |
| 経常利益            |       | 2,864  |
| 特別利益            |       |        |
| 固定資産売却益         | 0     |        |
| 受取保険金           | 6     |        |
| 投資有価証券売却益       | 9     | 16     |
| 特別損失            |       |        |
| 固定資産除却損         | 39    |        |
| 投資有価証券売却損       | 0     |        |
| 減損損失            | 324   |        |
| その他             | 0     | 365    |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 2,514  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,052 |        |
| 法人税等調整額         | △173  | 879    |
| 当期純利益           |       | 1,635  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 1,635  |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)



## 連結株主資本等変動計算書

( 2018年4月1日から )  
( 2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                                   | 株 主 資 本 |       |        |      |             |
|-----------------------------------|---------|-------|--------|------|-------------|
|                                   | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2018年4月1日<br>期首残高                 | 2,473   | 2,426 | 15,406 | △0   | 20,306      |
| 連結会計年度中の変動額                       |         |       |        |      |             |
| 剰余金の配当                            |         |       | △684   |      | △684        |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益               |         |       | 1,635  |      | 1,635       |
| 自己株式の取得                           |         |       |        | △0   | △0          |
| 株主資本以外の<br>項目の連結会計年度中<br>の変動額(純額) |         |       |        |      |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                     | -       | -     | 951    | △0   | 950         |
| 2019年3月31日<br>期末残高                | 2,473   | 2,426 | 16,357 | △1   | 21,257      |

|                                   | その他の包括利益累計額  |               | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------------|--------------|---------------|-----------|
|                                   | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |           |
| 2018年4月1日<br>期首残高                 | 0            | 0             | 20,306    |
| 連結会計年度中の変動額                       |              |               |           |
| 剰余金の配当                            |              |               | △684      |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益               |              |               | 1,635     |
| 自己株式の取得                           |              |               | △0        |
| 株主資本以外の<br>項目の連結会計年度中<br>の変動額(純額) | △0           | △0            | △0        |
| 連結会計年度中の変動額合計                     | △0           | △0            | 950       |
| 2019年3月31日<br>期末残高                | -            | -             | 21,257    |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社スエヒロレストランシステム  
株式会社アクトグループ
- ・ 非連結子会社の数 1社
- ・ 非連結子会社の名称 株式会社マイドフードサービス

(連結の範囲から除いた理由)

株式会社マイドフードサービスは小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

イ 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

ロ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

持分法非適用会社の数 1社

株式会社マイドフードサービス

株式会社マイドフードサービスは当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社である株式会社スエヒロレストランシステム及び株式会社アクトグループの決算日は2月末であるので連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、3月1日から3月31日までの期間に発生しました重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ・ 原材料・商品  
先入先出法
- ・ 製品  
総平均法

- ・ 貯蔵品

最終仕入原価法

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また当社は事業用定期借地権上の建物については耐用年数を借地期間、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|        |         |
|--------|---------|
| 建物     | 15年～31年 |
| 器具及び備品 | 3年～8年   |

### ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### ハ 長期前払費用

定額法を採用しております。

### ニ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日より前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に対応する額を計上しております。

### ハ 株主優待引当金

当社において、将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

### ニ ポイント引当金

営業推進を目的として利用客へ付与したポイントの将来の使用に備えるため、発生見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年間の定額法により償却しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

9,850百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 6,848,800株    | 一株           | 一株           | 6,848,800株   |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2018年6月13日開催の第23回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 342百万円
- ・1株当たり配当金額 50円
- ・基準日 2018年3月31日
- ・効力発生日 2018年6月14日

ロ. 2018年10月1日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 342百万円
- ・1株当たり配当金額 50円
- ・基準日 2018年9月30日
- ・効力発生日 2018年12月10日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2019年6月11日開催予定の第24回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

|            |            |
|------------|------------|
| ・配当金の総額    | 342百万円     |
| ・配当の原資     | 利益剰余金      |
| ・1株当たり配当金額 | 50円        |
| ・基準日       | 2019年3月31日 |
| ・効力発生日     | 2019年6月12日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。またデリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び預け金は、取引先の信用リスクにさらされておりますが、回収までの期間はおおむね短期であり、貸倒実績率は低いものとなっております。当該リスクについては、経理規程等に従い取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、営業部及び経理部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

長期貸付金は主に土地所有者への建物建設に伴う資金であり、差入保証金は主に出店に伴う差入保証金であり、店舗建物所有者の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、経理規程等に従い取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、開発部が取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等を把握したときは速やかに対応するなどリスク軽減に努めております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------|---------------------|----------|----------|
| (1) 現金及び預金    | 11,230              | 11,230   | —        |
| (2) 預け金       | 280                 | 280      | —        |
| (3) 売掛金       | 4                   | 4        | —        |
| (4) 長期貸付金     | 331                 | 363      | 31       |
| (5) 差入保証金     | 1,545               | 1,513    | △32      |
| (6) 買掛金       | 1,165               | 1,165    | —        |
| (7) 未払金及び未払費用 | 1,416               | 1,416    | —        |
| (8) 未払法人税等    | 619                 | 619      | —        |

(注) (1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 売掛金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金

事業に係る建設協力金であり、時価はその将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 差入保証金

事業に係る差入保証金であり、時価は将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 買掛金、(7) 未払金及び未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,103円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 238円87銭   |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

当社は、2019年4月2日開催の取締役会において、有限会社杉江商事の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2019年4月25日付で全株式を取得しました。

### (1) 企業結合の概要

#### ①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 有限会社杉江商事  
事業の内容 飲食業（ホルモン・焼肉店）

#### ②企業結合を行った主な理由

本件株式取得により、当社グループが持つ「食肉のプロ集団」のノウハウと都心エリアで大変高い評価を受けている「ホルモン青木」ブランドおよびビジネスモデルを活用したホルモン専門店を都心エリアへ機動的に出店することで、グループ全体での一層の成長を目指してまいります。

#### ③企業結合日

2019年4月25日

#### ④企業結合の法的形式

株式取得

#### ⑤結合後企業の名称

変更ありません。

#### ⑥取得した議決権比率

100%

#### ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

### (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |        |
|-------|----|--------|
| 取得の対価 | 現金 | 840百万円 |
| 取得原価  |    | 840百万円 |

### (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 77百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間  
現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
現時点では確定しておりません。

#### 9. 減損損失に関する注記

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本にグルーピング  
しております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗について、固定資産簿価を全額回収  
できる可能性が低いと判断した以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当  
該減少額を減損損失（324百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、売却や他への  
転用が困難な資産は零評価しております。

| 場 所         | 用 途      | 種 類   | 減損損失（百万円） |
|-------------|----------|-------|-----------|
| 東京都・埼玉県・千葉県 | 営業店 7 店舗 | 建 物 等 | 324       |

減損損失の内訳は、次のとおりです。

| 固 定 資 産 の 種 類 | 減 損 損 失 （ 百 万 円 ） |
|---------------|-------------------|
| 建 物           | 289               |
| そ の 他         | 35                |
| 合 計           | 324               |

#### 10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数（主に15年～30年）と見積り、割  
引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に年0.37%～年2.17%）を使用して  
資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 期首残高            | 392百万円       |
| 見積りの変更による増加額    | 3百万円         |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 14百万円        |
| 時の経過による調整額      | 6百万円         |
| 資産除去債務の履行による減少額 | <u>△1百万円</u> |
| 期末残高            | 415百万円       |



# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|-----------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>        |               | <b>負 債 の 部</b>         |               |
| <b>流 動 資 産</b>        | <b>10,621</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>3,013</b>  |
| 現金及び預金                | 9,418         | 買掛金                    | 905           |
| 預け金                   | 270           | リース債務                  | 49            |
| 売掛金                   | 3             | 未払金                    | 324           |
| 商品及び製品                | 44            | 未払費用                   | 753           |
| 原材料及び貯蔵品              | 105           | 未払法人税等                 | 461           |
| 前払費用                  | 157           | 未払消費税等                 | 133           |
| 1年内回収予定の関係<br>会社長期貸付金 | 118           | 預り金                    | 141           |
| その他                   | 504           | 前受収益                   | 40            |
| <b>固 定 資 産</b>        | <b>12,313</b> | 賞与引当金                  | 93            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>    | <b>6,146</b>  | 株主優待引当金                | 5             |
| 建物                    | 3,774         | ポイント引当金                | 58            |
| 構築物                   | 267           | その他                    | 46            |
| 機械及び装置                | 209           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>522</b>    |
| 車両運搬具                 | 11            | リース債務                  | 120           |
| 器具及び備品                | 162           | 資産除去債務                 | 282           |
| 土地                    | 1,717         | 長期リース資産減損勘定            | 3             |
| 建設仮勘定                 | 3             | その他                    | 117           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>    | <b>54</b>     | <b>負 債 合 計</b>         | <b>3,535</b>  |
| ソフトウェア                | 25            | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| その他                   | 28            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>19,399</b> |
| <b>投資その他の資産</b>       | <b>6,112</b>  | 資本金                    | 2,473         |
| 関係会社株式                | 1,577         | 資本剰余金                  | 2,426         |
| 長期貸付金                 | 143           | 資本準備金                  | 2,426         |
| 関係会社長期貸付金             | 1,225         | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>14,499</b> |
| 長期前払費用                | 177           | 利益準備金                  | 36            |
| 繰延税金資産                | 626           | その他利益剰余金               |               |
| 差入保証金                 | 892           | 別途積立金                  | 6,100         |
| 投資不動産                 | 983           | 繰越利益剰余金                | 8,363         |
| 保険積立金                 | 484           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△1</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>        | <b>22,935</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>19,399</b> |
|                       |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>22,935</b> |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

# 損 益 計 算 書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 23,496 |
| 売 上 原 価                 |     | 8,947  |
| 売 上 総 利 益               |     | 14,549 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 12,510 |
| 営 業 利 益                 |     | 2,038  |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息                 | 31  |        |
| 受 取 配 当 金               | 0   |        |
| 受 取 賃 貸 料               | 85  |        |
| 協 賛 金 収 入               | 17  |        |
| そ の 他                   | 29  | 164    |
| 営 業 外 費 用               |     |        |
| 不 動 産 賃 貸 費 用           | 7   | 7      |
| 経 常 利 益                 |     | 2,195  |
| 特 別 利 益                 |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 0   |        |
| 受 取 保 険 金               | 2   | 2      |
| 特 別 損 失                 |     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 26  |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損       | 0   |        |
| 減 損 損 失                 | 85  |        |
| そ の 他                   | 0   | 112    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     | 2,085  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 769 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △66 | 702    |
| 当 期 純 利 益               |     | 1,382  |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

## 株主資本等変動計算書

( 2018年4月1日から )  
( 2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |         |       |           |         |         |    |         |        |
|-------------------------|---------|-------|---------|-------|-----------|---------|---------|----|---------|--------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |         |       | 利 益 剰 余 金 |         |         |    | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
|                         |         | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金  |         | 利益剰余金合計 |    |         |        |
|                         |         |       |         |       | 別途積立金     | 繰越利益剰余金 |         |    |         |        |
| 2018年4月1日<br>期首残高       | 2,473   | 2,426 | 2,426   | 36    | 6,100     | 7,665   | 13,801  | △0 | 18,701  |        |
| 事業年度中の変動額               |         |       |         |       |           |         |         |    |         |        |
| 剰余金の配当                  |         |       |         |       |           | △684    | △684    |    | △684    |        |
| 当期純利益                   |         |       |         |       |           | 1,382   | 1,382   |    | 1,382   |        |
| 自己株式の取得                 |         |       |         |       |           |         |         | △0 | △0      |        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |       |         |       |           |         |         |    |         |        |
| 事業年度中の変動額合計             | -       | -     | -       | -     | -         | 697     | 697     | △0 | 697     |        |
| 2019年3月31日<br>期末残高      | 2,473   | 2,426 | 2,426   | 36    | 6,100     | 8,363   | 14,499  | △1 | 19,399  |        |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |           |
| 2018年4月1日<br>期首残高       | 0               | 0          | 18,701    |
| 事業年度中の変動額               |                 |            |           |
| 剰余金の配当                  |                 |            | △684      |
| 当期純利益                   |                 |            | 1,382     |
| 自己株式の取得                 |                 |            | △0        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △0              | △0         | △0        |
| 事業年度中の変動額合計             | △0              | △0         | 697       |
| 2019年3月31日<br>期末残高      | -               | -          | 19,399    |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券  
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

・ 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

・ 商品・原材料  
・ 製品  
・ 貯蔵品

先入先出法

総平均法

最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。また、当社は事業用定期借地権上の建物については耐用年数を借地期間、残存価額を零とする定額法によっております。

（主な耐用年数）

建物 15年～31年

器具及び備品 3年～8年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

##### ④ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日より前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に対応する額を計上しております。

#### ③ 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

#### ④ ポイント引当金

営業推進を目的として利用客へ付与したポイントの将来の使用に備えるため、発生見込額を計上しております。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                  | 7,458百万円 |
| (2) 関係会社に関する（区分表示したものを除く）金銭債権及び金銭債務 |          |
| 未収入金                                | 49百万円    |
| 買掛金                                 | 90百万円    |
| 預り保証金                               | 92百万円    |
| (3) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務           |          |
| 金銭債権                                | 1百万円     |

## 4. 損益計算書に関する注記

|           |        |
|-----------|--------|
| 関係会社との取引高 |        |
| 営業取引      | 781百万円 |
| 営業取引以外の取引 | 76百万円  |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 324株

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 繰延税金資産          |               |
| 未払事業税           | 35百万円         |
| 賞与引当金           | 28百万円         |
| 少額固定資産          | 4百万円          |
| 減価償却超過額         | 263百万円        |
| 事業用定期借地権仲介手数料   | 50百万円         |
| 前受収益            | 12百万円         |
| 減損損失            | 114百万円        |
| 資産除去債務          | 86百万円         |
| その他             | 60百万円         |
| 繰延税金資産合計        | <u>657百万円</u> |
| 繰延税金負債          |               |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 30百万円         |
| 繰延税金負債合計        | <u>30百万円</u>  |
| 繰延税金資産の純額       | <u>626百万円</u> |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 法定実効税率             | 30.47%        |
| (調整)               |               |
| 住民税均等割             | 2.96%         |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.52%         |
| その他                | <u>△0.24%</u> |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 33.70%        |

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

### (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

|     | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-----|---------|------------|------------|---------|
| 建 物 | 369百万円  | 275百万円     | 15百万円      | 77百万円   |

### (2) 未経過リース料期末残高相当額

|             |              |
|-------------|--------------|
| 1 年 内       | 13百万円        |
| 1 年 超       | 65百万円        |
| 合 計         | <u>78百万円</u> |
| リース資産減損勘定期末 | 4百万円         |

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額  
 支払リース料 19百万円  
 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円  
 減価償却費相当額 15百万円  
 支払利息相当額 2百万円
- (4) 減価償却費相当額の算定方法  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (5) 利息相当額の算定方法  
 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種 類 | 会社等の<br>名 称     | 議決権等<br>の 所 有<br>(被 所 有)<br>割合 | 関 連 当<br>事 者 の<br>関 係                                 | 取引内容           | 取引金額<br>(百万円) | 科 目                           | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------|---------------|-------------------------------|---------------|
| 子会社 | 株式会社<br>K&Kシステム | 100%                           | 資金の<br>援助<br><br>固定資<br>産の賃<br>貸<br><br>役員<br>の兼<br>任 | 資金の回収          | 118           | 1年内回収<br>予定の関係<br>会社長期貸<br>付金 | 118           |
|     |                 |                                |                                                       | 利息の受取<br>(注1)  | 25            | —                             | —             |
|     |                 |                                |                                                       | 賃貸料の受取<br>(注2) | 49            | —                             | —             |
|     |                 |                                |                                                       |                |               | 関係会社<br>長期貸付金                 | 1,225         |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。  
 2. 近隣時価、近隣賃貸料を勘案して合理的に決定しております。

| 種 類                                               | 会社等の<br>名 称                         | 議決権等<br>の 所 有<br>(被 所 有)<br>割合 | 関 連 当<br>事 者 の<br>関 係          | 取引内容               | 取引金額<br>(百万円) | 科 目   | 期末残高<br>(百万円) |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------|---------------|-------|---------------|
| 役員及び<br>その近親<br>者が議決<br>権の過半<br>を所有し<br>ている<br>会社 | 株式会社<br>K&Kコー<br>ポレーシ<br>ョン<br>(注1) | なし                             | 土地の<br>賃借<br><br>役員<br>の兼<br>任 | 賃借料の支払<br><br>(注2) | 24            | 前払費用  | 2             |
|                                                   |                                     |                                |                                |                    |               | 差入保証金 | 10            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役佐藤啓氏が議決権の100%を直接保有しております。  
 2. 近隣時価、近隣賃貸料を勘案して合理的に決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,832円63銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 201円92銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」に同じ内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## 11. 減損損失に関する注記

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本にグルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗について、固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（85百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、売却や他への転用が困難な資産は零評価しております。

| 場 所   | 用 途         | 種 類   | 減損損失（百万円） |
|-------|-------------|-------|-----------|
| 埼 玉 県 | 営 業 店 2 店 舗 | 建 物 等 | 85        |

減損損失の内訳は、次のとおりです。

| 固 定 資 産 の 種 類 | 減 損 損 失 （ 百 万 円 ） |
|---------------|-------------------|
| 建 物           | 78                |
| そ の 他         | 6                 |
| 合 計           | 85                |

## 12. 資産除去債務関係の注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数（主に15年～30年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に年0.37%～年2.17%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

### (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 期首残高            | 270百万円       |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 8百万円         |
| 時の経過による調整額      | 4百万円         |
| 資産除去債務の履行による減少額 | <u>△1百万円</u> |
| 期末残高            | 282百万円       |



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社あみやき亭  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 英 喜 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あみやき亭の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あみやき亭及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社あみやき亭

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋 藤 英 喜 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あみやき亭の2018年4月1日から2019年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社あみやき亭 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 安 井 敏 行 ㊟

監 査 役(社外監査役) 大 西 秀 典 ㊟

監 査 役(社外監査役) 尾 田 政 勝 ㊟

監 査 役(社外監査役) 黒 田 敬 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第24期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は342,423,800円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月12日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条(取締役の責任免除)第1項、第2項及び第34条(監査役の責任免除)第1項、第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更につきましては各監査役の同意を得ております。

(2) その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更をいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

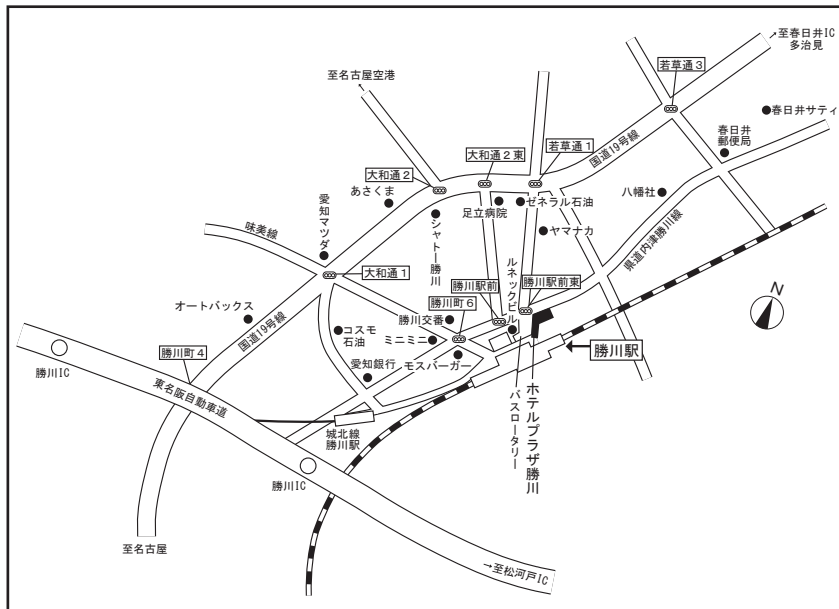
| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">定 款</p> <p>第1条～第17条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第26条(条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、取締役(取締役であつた者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、<u>金200万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p style="text-align: center;">定 款</p> <p>第1条～第17条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第26条(現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上で、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="194 175 506 199">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="134 232 434 257">第28条～第33条（条文省略）</p> <p data-bbox="150 290 360 314">（監査役の責任免除）</p> <p data-bbox="134 320 548 520">第34条 当社は、監査役（監査役であつた者を含む。）の<u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p data-bbox="150 526 548 756">(2) 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p data-bbox="631 175 943 199">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="568 232 891 257">第28条～第33条（現行どおり）</p> <p data-bbox="584 290 795 314">（監査役の責任免除）</p> <p data-bbox="568 320 983 520">第34条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠つたことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="584 526 983 665">(2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="616 671 983 786"><u>ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

愛知県春日井市松新町一丁目5番地  
ホテルプラザ勝川 2階 さくら



## 交通のご案内

交通 JR中央線「勝川駅」のすぐ前

当日は駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。